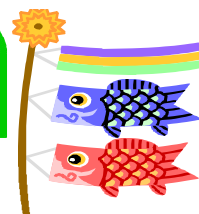


ホットな消費者ニュース



～あなたの地域に危ない商法・平成19年5月号～



携帯電話会社から高額な請求がきたが・・・

(北九州市消費生活センター)

【相談事例】

自分名義の携帯電話を遠方に住む娘が使用、契約者である自分が支払いしている。先日80万円の請求書を受け取った。驚いて携帯電話販売店に行き、問い合わせたところ、「2日間インターネットを使用した料金のような。詳細はサービスセンターに電話で聞いてください」と言われた。定額制で契約しているため、高額になる理由がわからない。案内された番号に何度も電話するが繋がらない。年金暮らしのため、支払いできない。

【事例処理】

センターから携帯電話販売店に架電し、販売時の説明を確認したところ、「インターネットをたくさんしたいという要望があったため、デュアルポケット割引を薦めた。携帯電話経由でパソコンに繋ぎ、動画をみると8時間たてば80万円のポケット代金は発生する。パソコンに繋いだ場合の料金体系は説明していない。」とのことでした。

センターから事業者に対し、契約書面に使用方法によっては支払えないような高額になるとの注意喚起がない。消費者に悪意はなく、定額制なのでゲームをしても高額な利用料は掛からないと、誤認した消費者に一方的に請求したことなど問題点を指摘し減額交渉をした。事業者は契約時の説明不足や、説明書への記載が不足していることを認め、無料にはできないが、価格については検討するとの回答があった。

【アドバイス】

携帯電話は事業者間の販売競争が激しく、機種や機能は日々進化しています。消費者は購入の際、機種、機能の説明の前に、料金体系の十分な説明を受けることが大事です。



はっきり断わろう・・・電話勧誘販売

(久留米市消費生活センター)

【相談事例】

自宅に電話でネイルアート講座の勧誘を受けた。この講座は、簡単に安く資格が取れ、2年間200万円かかるが、300万円の収入も得られ、副業としてもできるなどの話を聞いた。その後も、事業者からしつこく電話がかかり、断わりきれずに契約してしまった。解約したい。
(20歳専門学校学生)

【事例処理】

特商法では電話勧誘販売について規制をしています。指定された商品が対象で、再勧誘の禁止、書面の交付義務などです。クーリングオフ制度は書面が届いて8日以内であれば行使できます。以上を相談者に説明し、事業者にクーリングオフのハガキを配達記録付きで郵送して解決しました。

【アドバイス】

電話でも了承すれば契約は成立します。電話だからと曖昧な返事をせず必要なければ「いりません」「関心ありません」「お断りします」とはっきりと伝え、手短かに電話を切ることです。契約を締結しない旨の意思表示をしたのに引き続き勧誘することや、再勧誘することは法律で禁じられています。

一度講座の受講契約をすると、数年後「まだ資格を取っていないが生涯教育だから...」「終了するのに費用がかかる」などといって次の契約を迫り、2次被害につながることも考えられます。いらないものはきっぱり断わることが大切です。

～困ったときは気軽にご相談～ 各消費生活センターの相談窓口番号

福岡県 : 092 - 632 - 0999 (日曜日にも電話相談受け付けます)

福岡市 : 092 - 781 - 0999 (第2・第4土曜日にも電話相談受け付けます)

北九州市 : 093 - 861 - 0999 久留米市 : 0942 - 30 - 7700

飯塚市 : 0948 - 22 - 0857 宗像市 : 0940 - 33 - 5454

～ 電話番号のおかけ間違いにご注意下さい。 ～

情報提供は、各消費生活センター並びに県生活文化課(092-643-3381)によるものです。